

宿泊施設基本的 ストレスフリー環境整備事業

【公募要領】

令和元年度予備費
訪日外国人旅行者受入環境整備
緊急対策事業費補助金
宿泊施設インバウンド対応支援事業

【公募（申請受付）期間】

令和2年3月31日（火）～6月30日（火）【必着】

※認定申請のあった拡充計画は、随時審査を行い宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させる効果が高いと認められる拡充計画から認定します。受付した拡充計画の補助金申請額の累計が、予算規模の上限に達した場合は、公募（申請受付）期間を前倒して終了する場合がありますので、ご注意ください。

【申請書類提出先・問い合わせ先】

観光庁観光産業課 宿泊施設インバウンド対応支援事業事務局

住所：〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-8330

E-mail：hqt-shukuhaku-in30@mlit.go.jp

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00

※月～金曜日（祝日を除く）

令和2年3月31日版

観光庁観光産業課

〔 目 次 〕

1. 事業の目的	5
2. 補助対象事業者	5
3. 補助要件	9
4. 補助対象事業	10
5. 補助対象経費	12
6. 補助率及び補助金の額等	13
7. 応募件数	13
8. 補助対象事業期間	13
9. 事業のスキーム	14
10. 応募申請	15
11. 認定	16
12. 審査結果の通知	16
13. 拡充計画認定以降の手続き等	16
14. 交付決定後の注意事項	18
15. 反社会的勢力との関係が判明した場合	19
16. その他	19

「重要説明事項」(申請にあたっての注意点)

本補助金事業に係る重要説明事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認のうえ、ご理解いただいたうえでの申請をお願いいたします。

1. 本補助金事業は、補助金適正化法に基づき実施されます。

本補助金事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)」に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

申請書の内容に虚偽がある場合や、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、認定取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。

申請書類の作成・提出に際しては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。

2. 「補助金交付決定」の通知後でないと補助対象事業に着手できません。

審査の結果、拡充計画が認定されると、事務局から申請者に対し、計画認定の通知が行われます。その後、補助対象事業者より補助金交付申請書を国土交通大臣に提出し、審査後、補助金の交付(支払い)対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定」を行い「補助金交付決定通知書」が補助対象事業者に送付されます。事業計画が認定されたとしても「補助金交付決定」前の発注・契約・支出行為は、補助対象外となってしまうことにご注意ください。

また、支出行為は、銀行振込方式が大原則です(小切手・手形による支払は不可)。

3. 補助事業の内容等を変更する際には事前の承認が必要です。

補助事業は、認定・交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、補助事業の内容または経費の配分の変更を希望する場合(軽微な変更を除く)には、補助事業の交付の目的に沿った範囲内であらかじめ(契約・発注前に)、所定の「変更申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません(内容によっては、変更が認められない可能性があります)。

4. 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書の提出がないと、補助金は受け取れません。

補助金交付決定後、交付決定を受けた事業者は補助事業を実施していただきます。補助事業の完了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する完了実績報告書および支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに提出しなければなりません。

もし、定められた期日までに、完了実績報告書の提出が確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金を受け取れなくなりますので、必ず期日を守ってください。

5. 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

完了実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出していただきます。

6. 所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。

単価50万円(税抜き)以上の機械装置等の購入や施設改装による不動産の効用増加等このほか告示(平成22年国土交通省告示第505号)により定められたものについては、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず大臣に承認申請を行い、承認を受けた後でなければ処分できません。大臣は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存処分制限期間等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付要綱違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。

7. 補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間(=2026年3月31日まで)、観光庁や会計検査院からの求めがあった際にいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金の受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

8. 国が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。

同一の内容について、国が助成する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業は補助対象事業となりません。

9. 個人情報の使用目的

本補助事業への応募に係る提出書類等により取得した個人情報は、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ・本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため
- ・補助金事業の適正な執行のために必要な事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため

10. アンケート調査について

本補助金の活用事業者等に対し、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査を実施することがあります(補助事業完了後のフォローアップ調査含む)ので、その際にはご協力をお願いいたします。なお、アンケートに際してご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人を特定できない形で公表する可能性があります。

11. その他

申請・補助対象事業者は、本公募要領、交付要綱、交付要領やホームページ等の案内にない細部については、観光庁または事務局からの指示に従うものとします。

なお、予算が無くなり次第、公募を終了させていただきます。

1. 事業の目的

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日策定）で掲げられた訪日外国人旅行者数4,000万人、6,000万人への実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上等を図るため、宿泊事業者等に対する補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とします。
 - 本事業は、宿泊事業者の訪日外国人旅行者の受入能力及び生産性を向上することにより、当該宿泊事業者の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人の宿泊者数の向上を図る取組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。
- ※本補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、その対象となる事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用されます。

2. 補助対象事業者

- 本補助金の補助対象事業者は、以下の（１）及び（２）並びに（３）の事業者とします。
- （１）宿泊事業者等団体
- 複数の宿泊事業者やその他関係する事業者等により構成される団体
- ※申請や報告時などにおける構成員宿泊事業者の取りまとめ役を担っていただきます。
- ※宿泊事業者等団体の他に、構成員となる宿泊事業者により構成されることが必要です。
- ※宿泊事業者等団体が、過去に観光庁の宿泊施設インバウンド対応支援事業の団体事業として補助金の交付を受けた実績がある場合は、今回申請時に団体事業への申請はできません。
- （２）構成員宿泊事業者
- 宿泊事業者等団体の構成員である宿泊事業者
- ※訪日外国人旅行者受入環境整備を進めるため、5以上の宿泊事業者が共同して上記（１）の団体を構成し、申請してください。

(3) 特定宿泊事業者

DMO（DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人）又は地方公共団体と連携して地域の訪日外国人の宿泊者数を向上させるための具体的な取組を行っている宿泊事業者

なお、上記取組は過去3年以内（平成29年4月～令和2年3月）に取り組んでいる又は今後1年以内（令和2年4月～令和3年3月）に取り組む場合にのみ実績として認められます。具体的な取組の内容は、以下を参考にしてください。

【具体的な取組の例】

①DMOと連携し、訪日外国人向けのコンテンツの充実やサービスの向上に特定宿泊事業者が自主的に取り組んでいること

(例)

サイクルツーリズム・・・宿泊施設を自転車持ち込み可能な仕様に整備

温泉アートエンターテイメント・・・温泉旅館にアートを取り込むことにより、宿泊施設間を巡る回遊性を創出

ムスリム観光客の受入強化・・・宿泊施設などの事業者が主体的にムスリム対応の取組を進めムスリムを誘致

②特定宿泊事業者が地方公共団体と連携し、主体的に海外へのPRを行っていること

(例)

宿泊施設が地方公共団体と共同で海外でのプロモーション、商談会、ファミツアーを実施していること

※ 地方公共団体と共同でプロモーションを行っている観光協会に所属しているがプロモーション活動には参加していない等、宿泊施設自身が連携して活動していることが確認できない場合、特定宿泊事業者として認められません

○宿泊施設の規模は問いません。また、法人に限らず個人経営の宿泊事業者も対象となります。（(2)及び(3)対象）

※再申請要件

○過去に観光庁の宿泊施設インバウンド対応支援事業（宿泊施設バリアフリー化促進事業を除く）の補助金の交付を受けた実績がある宿泊事業者は、今回の支援事業の補助対象外です。ただし、次の3つの要件を全て満たす宿泊事業者に限っては、補助対象となり得ます。（補助対象事業者（2）及び（3）対象）

1. 過去5年間で、Wi-Fi環境や洋式トイレなどの受入環境を計画的に整備していること

(例)

- ・平成27年 トイレの洋式化（自主事業）
- ・平成28年 案内表示の多言語化（自主事業）
- ・平成29年
- ・平成30年 Wi-Fi環境整備（補助事業）
- ・令和元年
- ・令和2年 自社サイトの多言語化（今回事業）

2. インバウンド受入拡大のため、自主財源等による独自の取組や地域一帯となったインバウンド受入取組を実施していること

(例)

- ・外国語対応スタッフの雇用
- ・SNS等を活用した情報発信
- ・大手OTAへの登録や海外旅行会社への営業活動
- ・自治体・観光協会と共同で海外旅行博に出展
- ・観光協会と「てぶら観光」を実施
- ・温泉街共通湯巡りパスポート企画の実施
- ・地域内ホテル・観光施設間の循環バスの運行 等

3. 過去に本補助金の交付を受けてインバウンド受入環境整備を実施した後に、訪日外国人の延べ宿泊者数が増加していること

訪日外国人の延べ宿泊者数が、直近の期間において、本補助金の交付を受ける前の年度より増えていることが条件となります。期間は暦年（1月～12月）又は※年度（4月～12月）のいずれかを選択します。なお、新型コロナウイルスの影響を鑑み、年度を選択する場合は第4四半期（1月～3月）の実績を控除して算出してください。

過去の補助金	本補助金の交付を受ける前の年度	直近の年度
第1回（H27年補正）	暦年：H27年1月～H27年12月	暦年：H31年1月～R1年12月
第2回（H28年当初）	年度：H27年4月～H27年12月	年度：H31年4月～R1年12月
第3回（H28年補正）	暦年：H28年1月～H28年12月	暦年：H31年1月～R1年12月
第4回（H29年当初）	年度：H28年4月～H28年12月	年度：H31年4月～R1年12月
第5回（H30年当初）	暦年：H29年1月～H29年12月	暦年：H31年1月～R1年12月
	年度：H29年4月～H29年12月	年度：H31年4月～R1年12月
第6回（R1年当初）	暦年：H30年1月～H30年12月	暦年：H31年1月～R1年12月
	年度：H30年4月～H30年12月	年度：H31年4月～R1年12月

※ただし、直近の年度において災害救助法の適用を受けた市区町村においては、実績の比較について以下の取扱をできることとします。

直近の年度：直近の年度の実績から法適用日を受けた月と翌月の2ヶ月間の実績を控除
本補助金の交付を受ける前の年度：本補助金の交付を受ける前の年度の実績から直近の年度の控除する月に応答する2ヶ月間の実績を控除

ただしこの場合、内閣防災ホームページの災害救助法の適用状況に該当する災害が掲載されている場合に限ります。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※宿泊事業者等団体は構成する全ての構成員宿泊事業者が、新規又は上記再申請要件を満たす申請者であることが必要です。1者でも要件を満たさない宿泊事業者が含まれている場合は、宿泊事業者等団体の構成要件を満たさないため、補助対象となりません。

特定宿泊事業者は、特定宿泊事業者の要件を満たしているかつ新規又は上記再申請要件を満たす申請者であることが必要です。

※過去の支援実績

第1回（平成27年度補正予算事業） 平成28年7月15日に計画認定

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000281.html

第2回（平成28年度予算事業） 平成28年10月17日に計画認定

http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000084.html

第3回（平成28年度補正予算事業） 平成29年3月24日に計画認定

http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000097.html

第4回（平成29年度予算事業） 平成29年10月2日、平成29年11月9日に計画認定

http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000111.html（一次募集分）

http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000119.html（二次募集分）

第5回（平成30年度予算事業） 平成30年9月19日、平成30年10月15日に計画認定

http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000178.html

第6回（令和元年度予算事業） 令和元年6月26日以降随時計画認定

http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000220.html

※過去に補助金の交付を受けかつ再度申請要件を満たさない宿泊事業者は補助対象とならないため、補助対象事業者になることはできません。

※補助金の交付決定を受けていても、その後の取下げ等により交付実績がない宿泊事業者は申請が可能です。

（注）宿泊事業者とは

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

○ 宿泊事業者等団体と構成員宿泊事業者の関係を例示すると下記のとおりです。

① 宿泊事業者等団体＋構成員宿泊事業者（5事業者以上）

(例)

観光協会・温泉組合等＋ A旅館 Bホテル Cホテル D旅館 E民宿・・・



宿泊事業者等団体：観光協会・温泉組合等
構成員宿泊事業者：A旅館 Bホテル Cホテル D旅館 E民宿・・・

② 宿泊事業者等団体がなく構成員宿泊事業者だけで5事業者以上集まった場合

(例)

A旅館 Bホテル Cホテル D旅館 E民宿・・・



宿泊事業者等団体：協議会 設立
構成員宿泊事業者：A旅館 Bホテル Cホテル D旅館 E民宿・・・

※ 宿泊事業者等団体がなく、5事業者以上の構成員宿泊事業者が共同で協議会（宿泊事業者等団体）を設立し、どなたかが取りまとめを行う宿泊事業者等団体（協議会）の代表（兼務可）となる必要があります。

※ 宿泊事業者等団体は構成員の地域や県が異なっても、都道府県をまたがる周遊ルートで連携しているなど、一定の関係性がある場合は可とします。

○ 補助対象事業の実施期間内に、今回の補助対象事業と同一の事業内容で、次に該当する補助金等の給付を受ける場合は、本補助金への申請ができませんのでご注意ください。

① 国（独立行政法人を含む）による固有の補助金等の給付を既に受けている、又は受けることが確定している場合

② 地方公共団体による補助金等の交付を既に受けている場合で、当該補助金等の全部又は一部が、国の予算を財源とする場合

また、後日その事実が明らかになった場合は、採択後であっても補助金の交付を取り消す場合があります。

3. 補助要件

○ 補助対象事業者が補助を受けるためには、宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者が構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるための計画（訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画）を策定し、当該計画について国土交通大臣の認定を受ける必要があります。（様式第1-1）

4. 補助対象事業

○ 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」）は、宿泊事業者等団体若しくは構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者が行う以下（１）から（１０）の事業とします。

- （１）館内共用部の無料公衆無線LAN環境の整備※¹
- （２）館内共用部の洋式便器の整備
- （３）自社サイトの多言語化（宿泊予約の機能を有するサイトに限る。）
- （４）館内共用部の国際放送設備の整備
- （５）館内共用部の案内表示の多言語化
- （６）オペレーターによる２４時間対応可能な翻訳システムの導入又は業務効率化のためのタブレット端末の整備
- （７）クレジットカード等決済端末の整備
- （８）ムスリムの受入のためのマニュアルの作成
- （９）一の客室における無料公衆無線LAN環境、洋式便器及び多言語対応を図るための整備の完備

同一客室内において、以下の①～③の全て又はいずれかを整備することにより、同一客室内における①～③の整備が完備される場合は、客室の整備も対象とします。

- ①客室内の無料公衆無線LAN環境（Wi-Fi）
- ②客室内の洋式便器（トイレの洋式化）
- ③客室内の多言語対応（国際放送設備の整備、タブレット端末の整備等）

（例）

改修予定客室の整備状況	整備内容	補助対象事業の判定
無料公衆無線LAN環境 ×	①無料公衆無線LAN環境 ③多言語対応 の設備の整備全てを実施	○
洋式便器 ○ 多言語対応 ×	①無料公衆無線LAN環境 の設備の整備のみ実施	× 整備後の客室において①～ ③が完備されないため補助 対象事業とはなりません
無料公衆無線LAN環境 ○ 洋式便器 ○ 多言語対応 ×	③多言語対応 の設備の整備を実施	○

※すでに整備されているものを更新、高度化するものは対象となりません。

（Wi-Fi機器の更新、洋式便器のウォシュレット化等）

※客室の無料公衆無線LAN環境の整備については、客室にアクセスポイントが設置されている場合に限ります。客室内でWi-Fiが使える状態であっても、客室にアクセスポイントが設置されていない場合、客室の無料公衆無線LAN環境が整備されているとはみなしません。

- （１０）その他宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるために必要であると大臣が認めた事業（宿泊事業者等団体の運営費、構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者の人件費など経常的経費は補助対象外）

【参考】過去に認められた補助対象事業

- ・パスポートリーダー導入
- ・多言語表示のためのデジタルサイネージ導入
- ・シャワールーム設置

※1 上記（1）又は（9）①の事業を申請する場合は、機器の運用開始後に観光庁・総務省が連携し運営している「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」で導入した共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」の掲出に関する登録申請をしていただくことを条件といたします。

共通シンボルマーク（Japan.Free Wi-Fi）申請サイト

<https://japanfreewifi.jnto.go.jp/wifi/agent/login.php>

お問い合わせ先

観光庁外客受入担当参事官室（電話：03-5253-8972）

5. 補助対象経費

- 補助対象事業実施のために必要となる経費となりますが、以下の①～③の条件を全て満たすものを対象とします。

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 ②補助金交付決定以降の契約・発注により発生した経費
 ③証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

※宿泊事業者等団体の運営費や構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者の人件費など経常的経費は対象外です

※ランニングコストやレンタル・リース費用は対象外です

補助対象事業	補助対象経費
(1) 館内共用部の無料公衆無線LAN環境の整備	補助事業の実施に要する次に掲げる経費
(2) 館内共用部の洋式便器の整備	*機器購入費用
(3) 自社サイトの多言語化（宿泊予約の機能を有するサイトに限る。）	*設置費用
(4) 館内共用部の国際放送設備の整備	*設置に伴う関連工事費用
(5) 館内共用部の案内表示の多言語化	*撤去費用
(6) オペレーターによる24時間対応可能な翻訳システムの導入又は業務効率化のためのタブレット端末の整備	*設計・工事・監理費用 *雑役務費用
(7) クレジットカード等決済端末の整備	*マニュアルの作成・印刷費用
(8) ムスリムの受入のためのマニュアルの作成	*諸経費
(9) 一の客室における無料公衆無線LAN環境、洋式便器及び多言語対応を図るための整備の完備	
(10) その他宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるために必要であると大臣が認めた事業	

6. 補助率及び補助金の額等

- 補助率：3分の1
- 補助金の額：補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内。
(千円未満の端数が生じた場合は、切り捨て)

ただし、宿泊事業者等団体、一の構成員宿泊事業者又は一の特定宿泊事業者に対する補助金の額はそれぞれ150万円を上限とします。

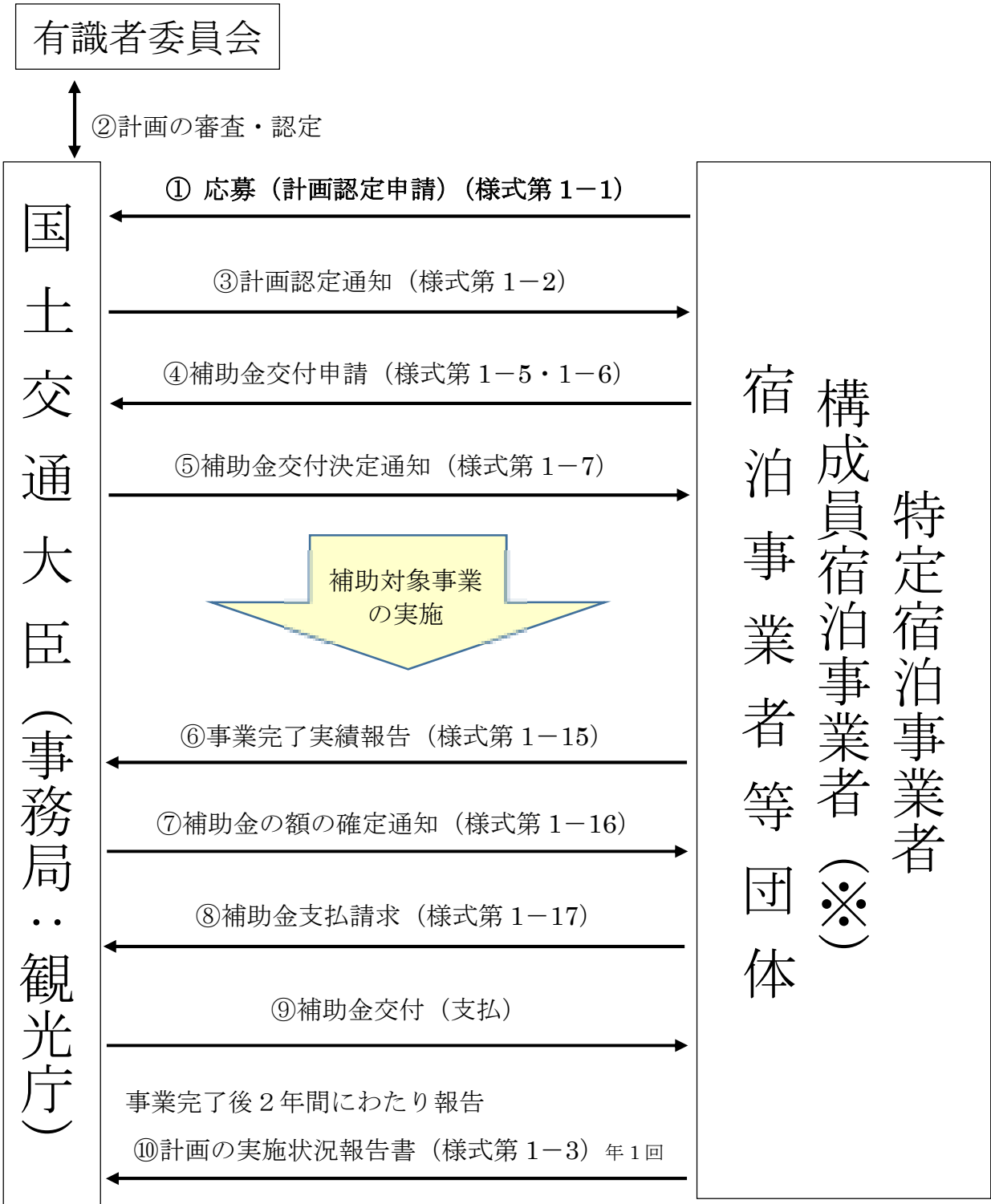
7. 応募件数

- 同一の宿泊事業者等団体及び同一の構成員宿泊事業者又は一の特定宿泊事業者での応募は、1件とします。

8. 補助対象事業期間

- 補助対象事業（館内共用部の無料公衆無線LAN環境の整備等）の実施期間は、補助金の交付決定日から令和2年12月31日までです。訪日外国人受入体制拡充計画の認定日からではありませんので、ご注意ください。
この実施期間内に、改修工事等の完了だけでなく、引渡しと代金の支払いまで全てを期間内に完了する必要がありますので、計画の策定に当たっては、当該期間で全て完了を見込める内容にて申請してください。
また、補助金の交付決定日より前に、工事等の注文や契約を行った場合、あるいは、補助対象事業期間内に補助対象事業を完了できなかった場合は、最終的に補助金の交付を受けられない場合がありますのでご注意ください。
 - 補助対象事業が完了（物品の納品・工事の完成引渡しと取引業者への支払いまでを含む）した日から30日以内に、事業完了実績報告として、実施事業内容及び経費内容を取りまとめ、宿泊事業者等団体経由で提出していただく必要があります。
 - 補助対象事業の完了報告を提出いただき次第、補助金の目的である訪日外国人受入体制拡充計画に記載された事業が適切に実施されているか内容を審査し、補助金の額の確定手続きに入ります。
- ※ 補助事業が完了した後も、2年間にわたり、宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者には認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画の実施状況（年1回）を報告して頂きます。

9. 事業のスキーム



※構成員宿泊事業者は宿泊事業者等団体を経由して提出

<想定スケジュール>

※構成員宿泊事業者は宿泊事業者等団体を經由して提出

① 応募（計画認定申請） 【団体、又は特定宿泊事業者 → 観光庁】	令和2年3月31日～6月30日
② 計画の審査・認定 【観光庁+有識者委員会】	到着分から随時審査→計画認定
③ 計画認定通知 【観光庁 → 団体、又は特定宿泊事業者】	計画認定後、速やかに通知
④ 補助金交付申請 【補助対象事業者 → 観光庁】	計画認定以降随時受付
⑤ 補助金交付決定通知 【観光庁 → 補助対象事業者】	交付申請があり次第、随時審査→交付決定通知
⑥ 補助対象事業の実施 【補助対象事業者】	交付決定（通知）日以降、補助対象事業の工事発注等が可能 <u>令和2年12月31日までに事業完了（経費支払いまで）</u>
⑦ 事業完了実績報告 【補助対象事業者 → 観光庁】	補助対象事業完了後30日以内 (遅くても令和3年1月30日まで)
⑧ 補助金の額の確定通知 【観光庁 → 補助対象事業者】	事業完了実績の報告があり次第、随時審査→補助金の額確定通知
⑨ 補助金支払請求 【補助対象事業者 → 観光庁】	補助金の額の確定通知があり次第、速やかに提出
⑩ 補助金交付 【観光庁 → 補助対象事業者】	補助金の支払請求があり次第、随時支払い (遅くても令和3年4月末まで)

10. 応募申請

(1) 募集期間

令和2年3月31日（火）～6月30日（火）

※応募申請の詳細は、申請手引きを参照してください。

(2) 提出先（問合せ先）

観光庁観光産業課 宿泊施設インバウンド対応支援事業事務局

住 所： 〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-2

電 話： 03-5253-8330

E-mail： hqt-shukuhaku-in30@mlit.go.jp

問合せ受付時間： 10:00～12:00、13:00～17:00 ※月～金曜日（祝日を除く）

1 1. 認定

- 観光庁において、拡充計画書等の提出書類をもとに、有識者委員会の意見を聴いた上で以下の事項を総合的に勘案して、拡充計画を認定します。
 1. 宿泊事業者等団体を構成する宿泊事業者数が多いこと（宿泊事業者等団体の申請に係るものに限る。）
 2. 構成員宿泊事業者全体の宿泊施設の平均客室稼働率及び訪日外国人宿泊者数の合計又は特定宿泊事業者の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人宿泊者数の目標が現状に比して高い目標であること
 3. 団体事業若しくは個別事業又は特定事業の実施に必要な資金の調達方法において、本補助金以外の資金の占める割合が高いこと
 4. 目標達成が見込まれる理由が合理的であること

※審査結果に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご承知おきください。

1 2. 審査結果の通知

- 審査の結果は、認定された応募者に対し、認定通知書により文書にて通知します。
- 認定されなかった場合、申請書類の返却は致しかねますのでご了承ください。
- 認定された「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」（様式第1-1）については、観光庁のホームページにおいて公表します。

1 3. 拡充計画認定以降の手続き等

(1) 補助金の交付申請

- 認定の通知を受けた宿泊事業者等団体、構成員宿泊事業者及び特定宿泊事業者は、同認定通知書を受領してから2週間以内に補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行って頂きます。
- 観光庁では、補助金交付申請書の内容が適当と認められる場合は、申請者に対し補助金交付決定通知書により通知します。観光庁が交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がございますので、ご注意ください。
- 観光庁が通知する補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり最終的な補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合であっても、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

※補助金交付申請書の作成に当たっては、原則として、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。

(注) 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

(2) 補助対象事業の実施と事業完了実績報告

- 補助対象事業は、補助金の交付決定通知後に開始してください。 交付決定日より前に工事等の発注や契約を行った場合は、補助金の交付を受けられない場合がありますのでご注意ください。
- 8. に示す補助対象事業の実施期間内に改修工事等の完了だけでなく、引渡しと工事代金の支払いまで全てを完了する必要があります。期日までにこれらが完了しない場合は、補助金の交付を受けられない場合がありますのでご注意ください。
- 補助対象事業は、認定を受けた訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき実施してください。事業の実施に当たり、想定外の事態により同計画通りの実施が困難であって事業内容を変更する必要がある場合は、同計画の変更申請が必要となります。ただし、変更の内容が軽微である場合は、補助対象事業完了実績報告時に当該内容を報告することとします。
- 補助対象事業が完了（工事の完成引渡し、代金の支払いまで）しましたら、完了日から30日以内に、工事前後の状況写真や経費の支払い状況等を取りまとめ、事業完了実績報告として提出してください。
- 観光庁では、補助対象事業完了実績報告書を提出いただき次第、補助金の目的である外国人宿泊者の受入環境整備が適切に図られているか内容を審査し、交付すべき補助金額を確定し、これを通知します。

(3) 補助金の支払い請求

- 補助金の額の確定通知を受領した日から1週間以内に、補助金支払請求書を提出してください。この場合、補助金の交付申請時に登録した口座にて請求してください。
- 観光庁では、補助金支払請求書を受領してから1ヶ月程度で、補助金を交付します（国土交通省大臣官房会計課長から指定口座に振り込み）

※補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

14. 交付決定後の注意事項

- (1) 虚偽の申請が発覚した場合は、認定後であっても該当事業者の補助金の交付を取り消す場合があります。
- (2) 補助事業の計画内容や経費の配分変更等
交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合、本事業を中止又は廃止しようとする場合等には、事前に大臣の承認を受けなければなりません。
- (3) 遂行状況調査及び報告
補助事業期間中において、事業の遂行状況を適宜確認する場合があります。その場合は、観光庁が指示する日（以下「遂行状況報告日」という）までの遂行状況について、遂行状況報告日から30日以内に報告書を観光庁へ提出して頂きます。
- (4) 実施状況報告
宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者には、補助事業完了後2年間において毎年、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画についての実施状況を大臣へ報告して頂きます。

報告期間：令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）分 令和4年4月20日締切
令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）分 令和5年4月20日締切
- (5) 補助事業に関する書類の管理等
補助事業に関する書類については、事業が完了した年度の翌年度から5年間、管理・保存しなければなりません。
- (6) 取得財産の管理等
補助対象事業者は、取得財産について、一定の期間（*）を経過するまでの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはなりません。
この一定の期間を経過するまでの間に所得財産の処分を行うときは、あらかじめ大臣の承認を受ける必要があります。
この場合、原則として、残存価額に相当する額を返還することになります。

（*）補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件」（平成22年国土交通省告示第505号）で定めた期間 ⇒ いわゆる法定耐用年数に相当する期間
- (7) 立入検査
本事業の実施状況確認のため、観光庁が実地検査に入る場合があります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。
これらの検査等により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に違反した実態が明らかとなった場合、補助金の返還命令等の処分がなされる可能性があります。この場合は、補助対象事業者はこれに従わなければなりません。

15. 反社会的勢力との関係が判明した場合

○ 提出頂く事業計画書中に反社会的勢力との関係が無いことを誓約頂きます。

- (1) 反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。
1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団準構成員 4. 暴力団関係企業
 5. 総会屋等 6. 社会運動等標ぼうゴロ 7. 特殊知能暴力集団等
 8. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
- (イ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。
- (ロ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。
- (ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
- (ニ) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
- (ホ) その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。
- (2) 応募者（代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、審査を行いません。また、認定後・交付決定後に判明した場合であっても、認定や交付決定を取り消します。
- (3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱とします。
1. 暴力的な要求行為
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて観光庁の信用を棄損し、または観光庁の業務を妨害する行為
 5. その他の前各号に準ずる行為

16. その他

(1) 個人情報の管理

本補助対象事業への応募に係る提出書類により観光庁が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- ・本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため（審査には、国（独立行政法人を含む。）及び申請書記載の金融機関等に対し、当該機関の実施する補助金、助成金の交付又は応募内容の異同の判断のため、情報提供する場合を含む。）。

- ・認定後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

(2) 政治資金規正法

政治資金規正法第22条の3第1項の規定により、国から一定の補助金等（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

「訪日外国人旅行者受入環境整備事業費補助金（宿泊施設インバウンド対応支援事業）」は、上記の寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）には該当しないおそれがあります。

○政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（寄附の質的制限）

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。